

静岡県告示第508号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年7月8日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名DMXE、Deoxymethoxetamine）	令和4年7月8日
N,N-ジエチル-2-（[5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタナミン及びその塩類（通称名Protonitazene）	令和4年7月8日
1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名CUMYL-CBMICA）	令和4年7月8日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。